

高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における防災活動の主体となる自主防災組織等の育成及び活性化を図るとともに、自主防災組織等による防災資機材等の整備等を促進するため、高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 高知市自主防災組織等の登録に関する要綱（平成27年4月1日制定。以下「登録要綱」という。）第2条第1号に規定するものをいう。
- (2) 自主防災組織連合会 登録要綱第2条第2号に規定するものをいう。

(補助対象組織)

第3条 補助金の交付の対象となる組織（以下「補助対象組織」という。）は、登録要綱第5条の規定による登録を受けた自主防災組織（以下「補助対象団体」という。）及び自主防災組織連合会（以下「補助対象連合会」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象組織が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる補助対象組織の区分に応じ、当該各号に掲げる事業とする。

(1) 補助対象団体

- ア 育成・整備を図る事業
- イ 活動活性化を図る事業
- ウ 再整備を図る事業

(2) 補助対象連合会

- ア 交流・連携を図る事業
- イ 連携・整備を図る事業

- 2 前項第1号アの事業が補助対象事業となるのは、同一の補助対象組織において通算して1回限りとし、同事業及び同号イの事業は、同一年度において補助対象事業とすることはできないものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項第1号アの事業は、次に掲げる場合は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 附則第3項の規定による廃止前の高知市自主防災組織強化事業費補助金交付要綱（平

成14年7月16日制定)の規定に基づき第1項第1号アの事業と同等の事業について補助金の交付を受けたとき。

(2) 旧春野町が実施した自主防災組織の育成に関する事業において、第1項第1号アの事業と同等の事業について補助金等の交付を受けたとき。

(3) 補助対象組織が他の自主防災組織の合併、分割等により結成されたものである場合で、当該他の自主防災組織が過去に第1項第1号アの事業の実施に係る補助金の交付を受けたとき。

4 第1項第1号ウの事業は、同号アの事業の実施に係る補助金の交付を受け、かつ、当該交付の年度から3年を経過している場合又は同号ウの事業の実施に係る補助金の交付を受けた年度から3年を経過している場合であって、自主防災組織としての活動が直近3年以上継続的に行われていると市長が認めたときに限り補助対象事業とするものとする。

5 第1項第2号イの事業は、次の各号のいずれかの場合に限り補助対象事業とするものとする。

(1) 過去に同事業の実施に係る補助金の交付を受けていない場合は、同一年度において第1項第2号アの事業と併せて実施するとき

(2) 過去に同事業の実施に係る補助金の交付を受けている場合は、当該交付を受けた年度から3年を経過している場合であって、自主防災組織連合会としての活動が直近3年以上継続的に行われていると市長が認めたとき

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表補助対象経費の欄に定める経費とする。

2 補助金額は、補助対象経費の額又は別表の補助対象事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表補助限度額の欄に定める額のうちいずれか少ない方の額を限度として予算の範囲内において、市長が必要と認める額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象組織は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業の実施前に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める申請書に係る書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 第4条第1項第1号アに掲げる事業 高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金
交付申請書(育成・整備を図る事業用)(第1号様式)

(2) 第4条第1項第1号イに掲げる事業 高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金
交付申請書(活動活性化を図る事業用)(第2号様式)

(3) 第4条第1項第1号ウに掲げる事業 高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金
交付申請書(再整備を図る事業用)(第3号様式)

(4) 第4条第1項第2号アに掲げる事業 高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金
交付申請書(交流・連携を図る事業用)(第4号様式)

(5) 第4条第1項第2号イに掲げる事業 高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交

付申請書（連携・整備を図る事業用）（第5号様式）

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付決定通知書（第6号様式）により、適当でないと認めるときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象組織に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象組織（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付申請取下届出書（第7号様式）により、市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（変更承認等）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（補助事業の追加、補助金額の増額、補助区分（別表(1)～(5)の区分）における交付決定額の20パーセントを超える増額又は補助金額の30パーセントを超える減額を伴うものに限る。）をし、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ高知市自主防災組織等育成強化事業変更等承認申請書（第8号様式）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（事業の完了）

第10条 補助事業者は、次の各号に掲げる補助事業の種別に応じ、当該各号に定める日（以下「事業完了期限」という。）までに補助事業を完了しなければならない。ただし、特別な事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 第4条第1項第1号アの事業 交付決定を受けた日の属する年度の2月末日

(2) 前号の事業以外の事業 交付決定を受けた日の属する年度の3月15日

2 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該完了の日から30日を経過する日又は事業完了期限のいずれか早い日（前項ただし書の規定に該当する場合にあっては、市長が別に定める日）までに、高知市自主防災組織等育成強化事業完了報告書（第9号様式）に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果

が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金額確定通知書（第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第12条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付請求書（第11号様式）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第13条 市長は、補助事業について必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金概算払請求書（第12号様式）により、市長に請求しなければならない。

（補助金の精算請求）

第14条 前条第2項の規定により概算払を受けた補助事業者は、第11条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、第12条第1項の規定にかかわらず、高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金精算請求書（第13号様式）により、市長に補助金の精算を請求するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超

える補助金を交付しているときは、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第17条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(維持管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により整備した資機材等については、自己の費用をもってこれを適正に維持し、管理しなければならない。

(財産処分の制限等)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄（以下「処分等」という。）してはならない。

2 補助事業者が前項に規定する市長の承認を受けて財産を処分等したことにより収入があったときは、市長は、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

(紛争等の処理)

第20条 補助事業者は、補助事業の実施により第三者との間又は補助事業者内に生じた紛争等については、自らこれを処理し解決しなければならない。

(整備保管)

第21条 補助事業者は、補助事業の経理について他の事業と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、財産のうち処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については、当該処分制限期間を経過するまで保管しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成15年7月28日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(補助対象組織の要件の特例)

2 この要綱の施行の際現に結成されている組織で、市長が本市の自主防災組織として適当と認めたものについては、第2条第1項の規定にかかわらず、同号の要件を満たすものとする。

(高知市自主防災組織育成強化事業費補助金交付要綱の廃止)

3 高知市自主防災組織育成強化事業費補助金交付要綱は、廃止する。

(経過措置)

4 平成15年4月1日前にこの要綱による廃止前の高知市自主防災組織育成強化事業費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

(春野町の編入に伴う経過措置)

5 春野町の編入の際現に旧春野町の区域において結成されている組織で、市長が本市の自主防災組織として適当と認めたものについては、第2条第1号の規定にかかわらず、自主防災組織とみなす。

6 補助対象団体（前項の規定により自主防災組織とみなされたものに限る。）が行う補助対象事業に係る補助金額（平成19年度分に限る。）は、第5条第2項の規定にかかわらず、補助対象経費に次表に掲げる補助率を乗じて得た額とし、同表に掲げる金額を限度として予算の範囲内において市長が必要と認める額とする。

補助対象経費	限度額（1組織につき）		補助率
	小部落の場合	自治会の場合	
自主防災組織の育成を図る事業及び自主防災組織の整備を図る事業に要する経費	100万円	200万円	100パーセント
自主防災組織の活動活性化を図る事業に要する経費	10万円		100パーセント

備考 限度額の欄の補助対象団体の区分については、市長が別に定める。

(新型コロナウイルスの感染の拡大防止のために補助事業を廃止する場合の特例)

7 新型コロナウイルスの感染の拡大防止のために令和元年度に交付決定を受けた補助事業を廃止する補助事業者については、第9条の規定は、適用しない。この場合における第5条第1項及び第10条第2項の規定の適用については、第5条第1項中「定める経費」とあるのは「定める経費（補助対象事業の準備等に要した経費及び補助対象事業の廃止に伴う事務に要した経費のうち、市長が必要と認めるものを含む。）」と、第10条第2項中「補助事業の廃止の承認を受けたとき」とあるのは「補助事業を廃止したとき」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成18年6月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成18年4月1日前にこの要綱による改正前の高知市自主防災組織育成強化事業費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成19年7月6日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成19年4月1日前にこの要綱による改正前の高知市自主防災組織育成強化事業費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年1月4日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月20日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日にこの要綱による改正前の高知市自主防災組織育成強化事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前日にこの要綱による改正前の高知市自主防災組織育成強化事業費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前日にこの要綱による改正前の高知市自主防災組織育成強化事業費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前日にこの要綱による改正前の高知市自主防災組織育成強化事業費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日にこの要綱による改正前の高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行し、この要綱による改正後の高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年3月12日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年5月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付要綱（以下「改正前要綱」という。）の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

- 3 改正前要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、この要綱による改正後の高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正前要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助限度額
育成・整備を図る事業	<p>次に掲げる費用。ただし、第1号から第4号までの少なくとも1つ以上の取組（事業費が発生しない取組を含む。）と第5号の取組を併せて行うこと。</p> <p>(1) 防災学習（啓発資料の作成，防災研修及び視察研修等をいう。以下同じ。）の実施に係る費用</p> <p>(2) 防災訓練（消火訓練，救急救護訓練，避難訓練及び炊き出し訓練等をいう。以下同じ。）の実施に係る費用</p> <p>(3) 危険箇所の調査及び地域での情報共有（防災マップの作成，配布等をいう。以下同じ。）に係る費用</p> <p>(4) 避難経路及び避難場所の簡易な整備（草刈り及び誘導灯の設置等をいう。以下同じ。）に係る費用</p> <p>(5) 防災資機材（防火用資機材，救助・救護用資機材，情報伝達用資機材等をいい，個人資産の形成に関するもの及び備蓄物資を除く。以下同じ。）の購入に係る費用</p>	<p>(1) 50世帯未満の場合 60万円</p> <p>(2) 50世帯以上の場合 70万円</p> <p>に世帯数が50世帯増えるごとに，10万円を加えて得た額</p>
活動活性化を図る事業	<p>次に掲げる費用</p> <p>(1) 防災学習の実施に係る費用</p> <p>(2) 防災訓練の実施に係る費用</p> <p>(3) 危険箇所の調査及び地域での情報共有に係る費用</p> <p>(4) 避難経路及び避難場所の簡易な整備に係る費用</p>	10万円
再整備を図る事業	防災資機材の購入に係る費用	10万円
交流・連携を図る事業	<p>次に掲げる費用</p> <p>(1) 防災学習の実施に係る費用</p> <p>(2) 防災訓練の実施に係る費用</p>	<p>(1) 2,000世帯未満の場合 20万円</p> <p>(2) 2,000世帯以上の場合 22</p>

	<p>(3) 危険箇所の調査及び地域での情報共有に係る費用</p> <p>(4) 避難経路及び避難場所の簡易な整備に係る費用</p> <p>(5) 自主防災組織連合会の開催及び運営に係る費用</p>	<p>万円に世帯数が2,000世帯増えるごとに、2万円を加えて得た額（その額が28万円を超えるときは、28万円）</p>
<p>連携・整備を図る事業</p>	<p>防災資機材の購入に係る費用</p>	<p>10万円</p>